

(10) 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	村 長	655,000 円	(参考)類似団体における最高 / 最低額 852,000 円 / 292,300 円
	助 役	549,000 円	707,000 円 / 465,600 円
	収 入 役	522,000 円	575,000 円 / 470,700 円
報 酬	議 長	229,900 円	314,800 円 / 214,200 円
	副 議 長	194,800 円	259,700 円 / 158,000 円
	議 員	184,400 円	236,100 円 / 142,000 円
期 末 手 当	村 長 助 役 収 入 役	(平成17年度支給割合) 3.3 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 3.3 月分	
退 職 手 当	村 長 助 役 収 入 役	(算定方式) 655千円×45.5/100×在職月数 549千円×26.5/100×在職月数 522千円×24.0/100×在職月数	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成18年7月1日現在の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤 務 時 間	午前8時15分から午後5時まで
休 憩 時 間	正午から午後零時45分まで

公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間の割り振りによります。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則等により定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区 分	休暇（休業）期間等（1年当たり）	平成17年の取得状況
年 次 休 暇	20日	平均 11日
夏 季 休 暇	4日以内	平均 4日
育 児 休 業	子が3歳に達するまでの期間	取得者 0人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成17年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 級	合 計
一般行政職	0人	0人	0人	0人	0人

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。